

船舶事故調査報告書

平成23年12月22日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 庄 司 邦 昭
 委員 石 川 敏 行

事故種類	乗揚（定置網）
発生日時	平成23年6月17日 06時46分ごろ
発生場所	千葉県館山市波佐間漁港北方沖 館山市所在の洲埼灯台から真方位065° 1.2海里（M）付近 （概位 北緯34° 59.0′ 東経139° 46.8′）
事故調査の経過	平成23年6月17日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	貨物船 第七互光丸、287トン 140536、互光海運有限公司 62.0m×10.4m×6.1m、鋼 ディーゼル機関、735kW、平成19年4月
乗組員等に関する情報	船長 男性 61歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和44年12月12日 免状交付年月日 平成23年1月17日 免状有効期間満了日 平成28年4月16日
死傷者等	なし
損傷	本船 船底外板擦過傷、ラダー曲損 定置網 ワイヤローブ切損、網破損
事故の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、砂鉄約409tを積載し、船首約2.1m、船尾約3.3mの喫水で千葉県南房総市野島埼南方沖を航行中、北の風が約12m/s、波高約3mとなり、船体動揺が大きくなってきたため、単独で船橋当直を行っていた船長が館山市館山港に避難することとした。 本船は、館山湾の南岸寄りを約10.2ノットの対地速力で手動操舵により東進中、船長が波佐間漁港北方沖に設置された定置網（以下「本件定置網」という。）の浮子を前方至近に視認して機関を全速力後進にかけたが、平成23年6月17日06時46分ごろ、本件定置網に乗り揚げた。 船長は、館山港に入港した経験はあったが、波佐間漁港北方沖を航行して入港した経験がなく、同漁港北方沖に本件定置網が設置されていることを知らなかった。 船長は、風の影響により陸岸に圧流されて二次災害が起こるのを避けるため、本件定置網に乗り揚げたまま錨を下ろして錨泊した。 本船は、サルベージ会社の引船で引き出された。
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北、風力 6、視程 約0.5M 海象：波高 約1.5m、潮汐 下げ潮の初期

	特記事項：波浪注意報発表中、日出時刻 04時26分	
その他の事項	<p>船長は、レーダーを3Mレンジで使用していたが、レーダーの映像では本件定置網を認めなかった。</p> <p>船長は、本事故後、本船のレーダーの感度を調整して確認したところ、本件定置網を認めることができた。</p> <p>本件定置網は、幅が約500mであり、波佐間漁港北方沖に約950m突き出て設置され、その北西端と北東端沖には、高さ、約1mの黄色簡易灯浮標が各1個設置されていた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、波佐間漁港北方沖を館山港に向けて東進中、船長が同漁港北方沖に設置された本件定置網の浮子に接近して気付いたことから、本件定置網に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船長は、単独で船橋当直に就き、レーダーの感度等を調整しなかったことから、本件定置網を発見することが出来なかった可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、波佐間漁港北方沖を館山港に向けて東進中、船長が同漁港北方沖に設置された本件定置網の浮子に接近して気付いたため、本件定置網に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>	
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見張り員を増員して見張りを行うこと。 ・初めての海域で陸岸に接近して航行するときは、定置網等が設置されている可能性があることから、レーダーを適正に調整するなどして適切な見張りを行うこと。 	